

[異常時通報連絡の公表文（様式1－1）]

伊方発電所における作業員の負傷について

25.8.12
原子力安全対策推進監
(内線2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象	有	・	<input checked="" type="checkbox"/> 無
県の公表区分	A	・	<input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C
外部への放射能の放出・漏えい	有	・	<input checked="" type="checkbox"/> 無
異常の概要	[評価レベル 発生日時	—	25年7月29日17時01分
	発生場所	1号・ <input checked="" type="checkbox"/> 2号・3号・共用設備	<input type="checkbox"/> 管理区域内 <input type="checkbox"/> 管理区域外
	種類	・設備の故障、異常 ・地震、 <input checked="" type="checkbox"/> 人身事故、その他	

[異常の内容]

7月29日(月)17時18分、四国電力(株)から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 定期検査中の伊方発電所2号機の非常用ディーゼル発電機2B室において、非常用ディーゼル発電機2B過給機の点検中に作業員が左人差し指を負傷した。
- 2 7月29日(月)17時01分、関係会社の社有車にて病院に行き、診察を受けることとした。
- 3 作業員の汚染、被ばくはない。
- 4 詳細は追って連絡する。

[その後の状況]

7月29日(月)19時48分、四国電力(株)から、その後の状況について、次のとおり連絡がありました。

- 1 第23回定期検査における停止中の特別点検において、過給機カバーに取り付けられている油面計を専用工具にて取り外す際に、ドレンプラグに左手人差し指を当てて負傷した。
- 2 病院で診察した結果、「左Ⅱ指(人差し指)挫創」と診断され、3針縫合し、診療を終えた。
- 3 その後、当該作業員は帰宅した。

[その後の状況]

7月30日(火)9時11分、四国電力(株)から、その後の状況について、次のとおり連絡がありました。

- 当該者は、7月30日(火)より出社した。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事故発生時の状況]

原子炉の運転状況	1号機	運転中	(出力 %)	・	停止中
	2号機	運転中	(出力 %)	・	停止中
	3号機	運転中	(出力 %)	・	停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値	・	異常値	
周辺環境放射線の状況		通常値	・	異常値	

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	<ul style="list-style-type: none">○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 (放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等)○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 (大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等)○その他特に重要と認められる事態
B	<ul style="list-style-type: none">○管理区域内の設備の異常○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき○その他重要と認められる事態
C	<ul style="list-style-type: none">○区分A, B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊方発電所情報 (お知らせ)

発信年月日	平成25年 7月29日 (月) 17時 18分	
発信者	伊方発電所 佐藤	
当該機	号機 (定格出力)	1号機(566MW)・2号機(566MW)・3号機(890MW)
	発生時 状況	1. 出力 MWにて(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 2号機第23回 定期検査中
発生状況 概要	<p>設備トラブル・<u>人身事故</u>・地震・その他</p> <p>1. 発生日時： 7月29日17時01分</p> <p>2. 場所： 2号機 非常用ディーゼル発電機2B室(管理区域外)</p> <p>3. 状況：</p> <p>非常用ディーゼル発電機2B室において、非常用ディーゼル発電機2B過給機の点検中に作業員が左人差し指を負傷したことから、17時01分、関係会社の社有車にて病院に行き、診察を受けることとしました。</p> <p>なお作業員の汚染・被ばくはありません。</p>	
運転状況	<p>1号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・<u>定検中</u></p> <p>2号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・<u>定検中</u></p> <p>3号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・<u>定検中</u></p>	
備考		

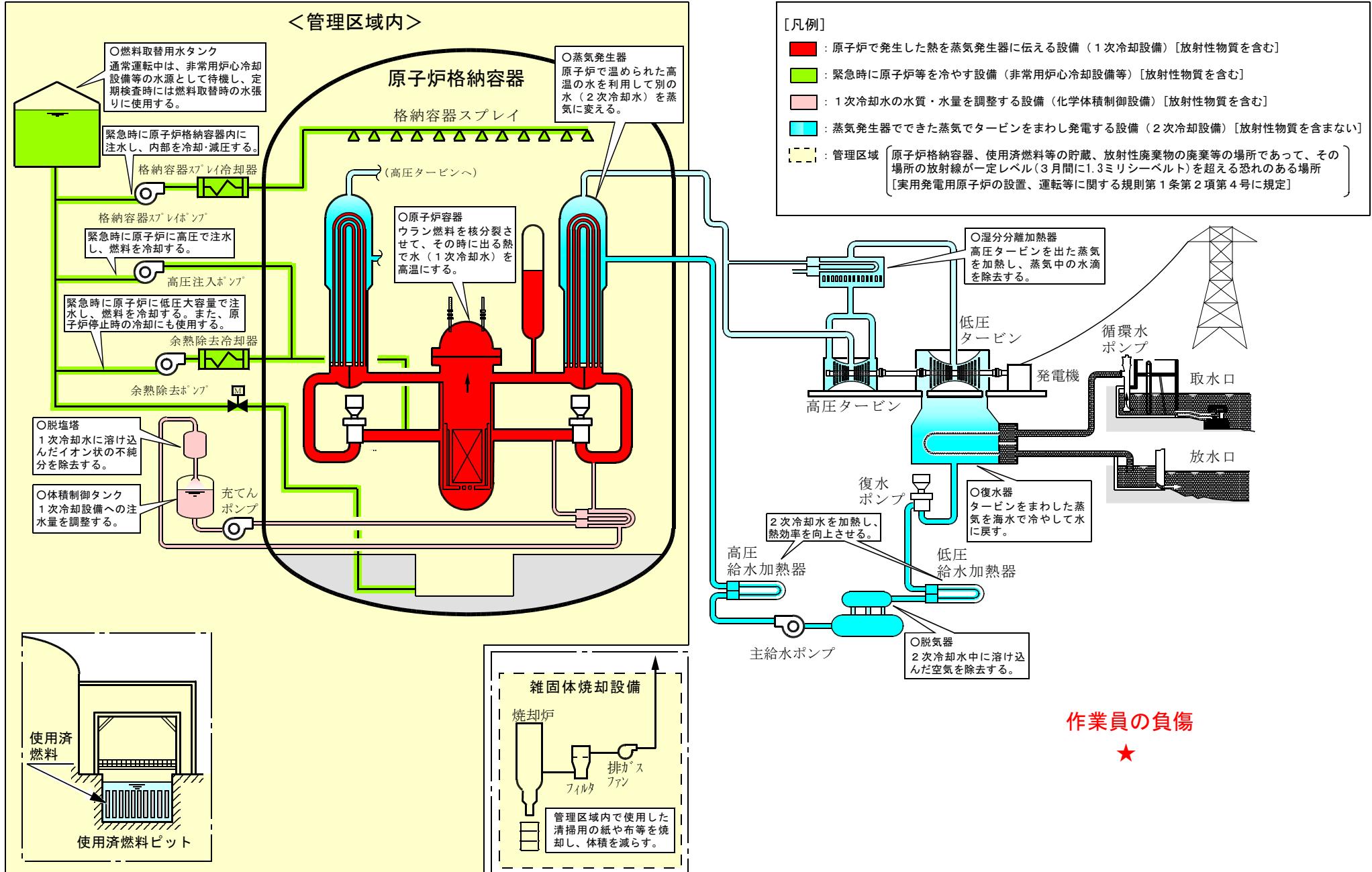
伊方発電所情報
(お知らせ 第2報)

発信年月日	平成25年 7月29日 (月) 19時 48分	
発信者	伊方発電所 木場	
当該機	号機 (定格出力)	1号機(566MW)・2号機(566MW)・3号機(890MW)
	発生時 状況	1. 出力 MWにて(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 2号機第23回 定期検査中
発生状況 概要	<p>設備トラブル・<u>人身事故</u>・地震・その他</p> <p>1. 発生日時： 7月29日17時01分</p> <p>2. 場所： 2号機 非常用ディーゼル発電機2B室(管理区域外)</p> <p>3. 状況：</p> <p>非常用ディーゼル発電機2B室において、非常用ディーゼル発電機2B過給機の点検中に作業員が左人差し指を負傷したことから、17時01分、関係会社の社有車にて病院に行き、診察を受けることとしました。</p> <p>なお作業員の汚染・被ばくはありません。</p> <p style="text-align: right;">【第1報でお知らせ済み】</p> <p>第23回定期検査における停止中の特別点検において、過給機カバーに取り付けられている油面計を専用工具にて取り外す際に、ドレンプラグに左手人差し指を当てて負傷したものです。</p> <p>病院で診察した結果、「左Ⅱ指(人差し指)挫創」と診断され、3針縫合し、診療を終えております。</p> <p>なお、当該作業員は帰宅しております。</p>	
運転状況	1号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ <u>定検中</u> 2号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ <u>定検中</u> 3号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ <u>定検中</u>	
備考		

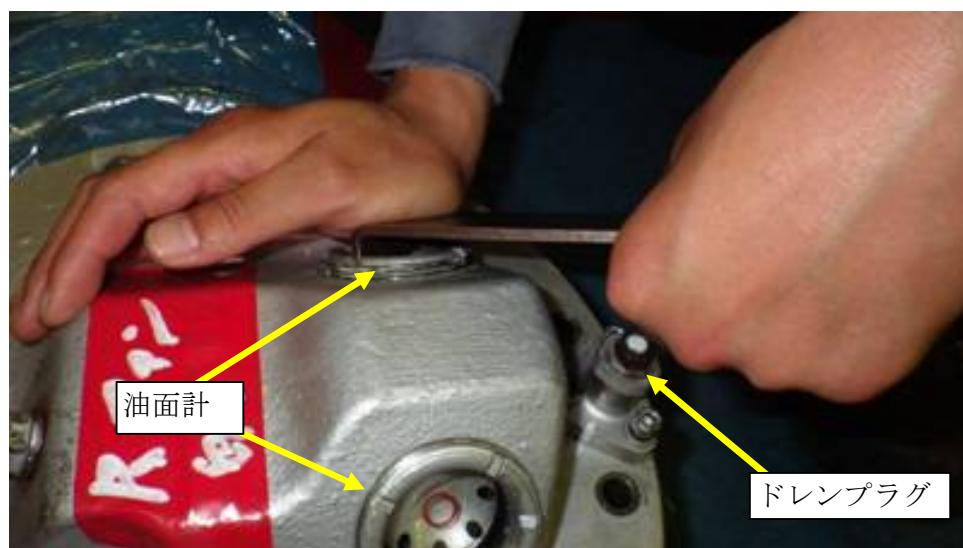
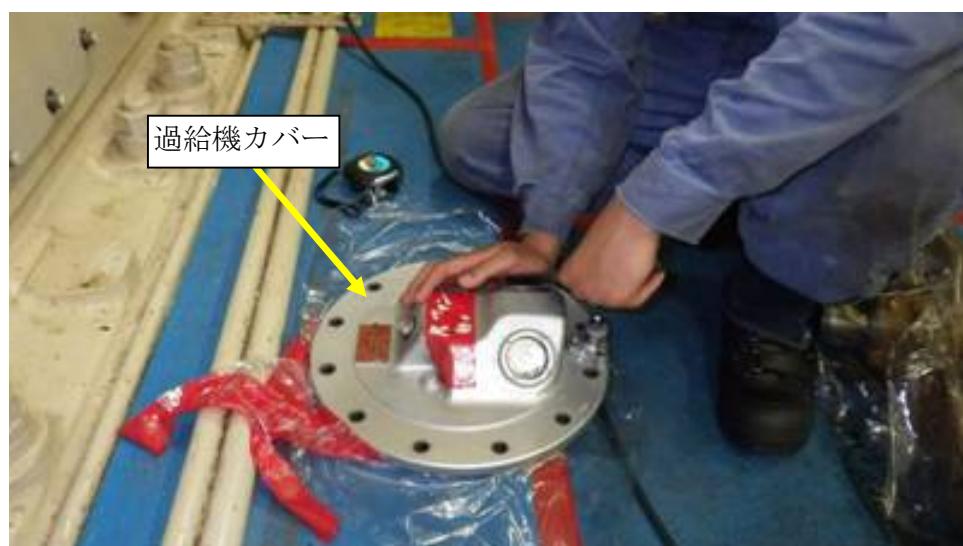
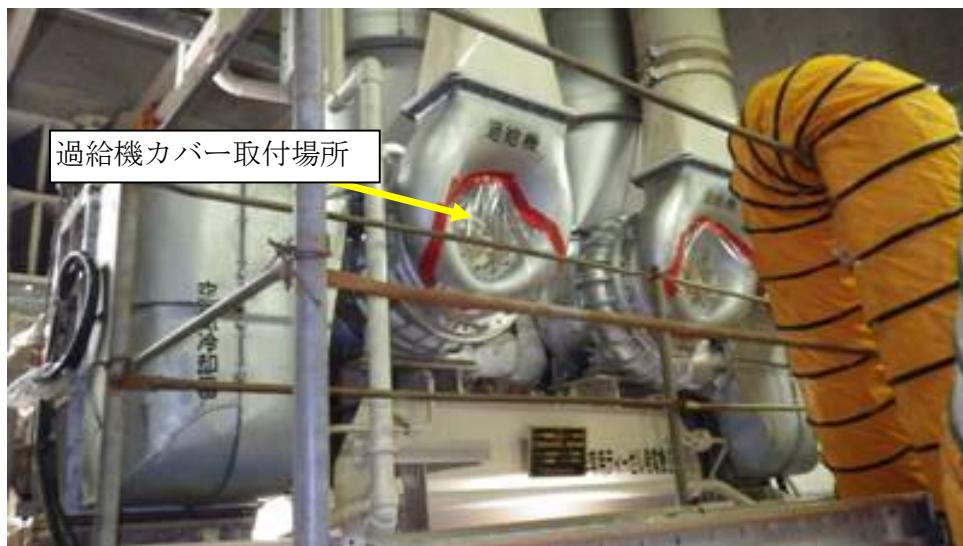
伊方発電所情報
(お知らせ 第3報)

発信年月日	平成25年 7月30日 (火) 9時 11分				
発信者	伊方発電所 浅井				
当該機	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">号機 (定格出力)</td> <td>1号機(566MW)・2号機(566MW)・3号機(890MW)</td> </tr> <tr> <td>発生時 状況</td> <td> 1. 出力 MWにて(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 2号機第23回 定期検査中 </td> </tr> </table>	号機 (定格出力)	1号機(566MW)・2号機(566MW)・3号機(890MW)	発生時 状況	1. 出力 MWにて(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 2号機第23回 定期検査中
号機 (定格出力)	1号機(566MW)・2号機(566MW)・3号機(890MW)				
発生時 状況	1. 出力 MWにて(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 2号機第23回 定期検査中				
	設備トラブル・ <u>人身事故</u> ・地震・その他 1. 発生日時： 7月29日17時01分 2. 場所： 2号機 非常用ディーゼル発電機2B室（管理区域外） 3. 状況： 非常用ディーゼル発電機2B室において、非常用ディーゼル発電機2B過給機の点検中に作業員が左人差し指を負傷したことから、7月29日17時01分、関係会社の社有車にて病院に行き、診察を受けることとしました。 なお作業員の汚染・被ばくはありません。 【第1報にてお知らせ済み】				
発生状況 概要	 第23回定期検査における停止中の特別点検において、過給機カバーに取り付けられている油面計を専用工具にて取り外す際に、ドレンプラグに左手人差し指を当てて負傷したものです。 病院で診察した結果、「左Ⅱ指（人差し指）挫創」と診断され、3針縫合し、診療を終えております。 なお、当該作業員は帰宅しております。 【第2報にてお知らせ済み】				
	当該者は、本日出社しております。				
運転状況	1号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ <u>定検中</u> 2号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ <u>定検中</u> 3号機：通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ <u>定検中</u>				
備考					

伊方発電所 基本系統図



現場及び再現写真



用語の解説

○過給機

非常用ディーゼルエンジンの出力を増大させるために、吸気する空気の密度を高めるための機器

○油面計

過給機内における潤滑油の油面（油量）を知るためのガラス製のぞき窓。

○ドレンプラグ

過給機内部にある油を抜くための閉止栓。

周辺環境放射線調査結果 (県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成25年7月29日 (月)

(単位: ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値 (シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		16:40	16:50	17:00	17:10	17:20	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション(九町越)	16	17	16	17	17	43	19
	モニタリングポスト伊方越	17	17	17	17	17	42	21
	モニタリングポスト九町	22	22	22	22	22	47	26
	モニタリングポスト湊浦	15	16	15	15	15	36	18
	モニタリングポスト川永田	22	22	21	22	22	46	25
	モニタリングポスト豊之浦	12	11	11	11	11	41	14
	モニタリングポスト加周	22	22	22	21	22	51	27
	モニタリングポスト大成	20	21	21	21	21	36	23
四国電力株	モニタリングステーション	16	16	16	16	16	36	17
	モニタリングポストNo. 1	14	15	15	14	14	40	17
	モニタリングポストNo. 2	14	14	13	13	14	41	16
	モニタリングポストNo. 3	12	12	13	13	12	41	15
	モニタリングポストNo. 4	14	13	14	14	14	41	16

(注) 伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載

○降雨の状況: 有・無

○伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

- 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。
「平常の変動幅」は、過去2年間（平成22、23年度）の測定値を統計処理した幅（平均値±標準偏差の3倍）としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。
- 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(ミリシーベルト)に換算しています。
例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト（ミリはナノの100万倍を表す）の自然放射線を受けることとなります。これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

